



JSHCT Letter No.66

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2017

目次

第39回日本造血細胞移植学会総会を振り返って	ii
平成29学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ	iii - iv
ワーキンググループ新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い	v
定款、定款施行細則	vi - xi
第39回日本造血細胞移植学会総会HCTCブラッシュアップ研修会報告	xii
看護部会企画	xiii
私の選んだ重要論文	xiv
施設紹介「神戸市立医療センター中央市民病院」	xv
会員の声「東海大学医学部 内科学系 血液腫瘍内科 鬼塚 真仁 先生」	xvi
細胞治療認定管理師 2017年度第1回試験について	xvii
各種委員会からのお知らせ	xvii

第39回日本造血細胞移植学会総会を振り返って

総会会長 吾郷 浩厚
(島根県立中央病院 血液腫瘍科)

第39回日本造血細胞移植学会総会は”Passion for Hematopoietic Stem Cell Transplantation”をテーマに島根県松江市の2会場にて3月2日から4日の3日間2450名の会員が参加し開催されました。山陰の3月初旬はちょうど冬から春へと季節が揺れ動く時期であり、天候不順が最大の懸念事項でしたが、2日の夕のみ荒れた天気となりましたが、金曜から終了翌日の日曜まで春風吹く穏やかな天候に恵まれました。初日の雨で記念品の傘も好評を博したようです。どうか思い出と共に大切にお使いください。

3日間に渡るセッションのできるだけ多くに参加しましたが、何れのセッションでも熱い議論が行われており、演題の発表/討論時間の延長や企画セッションにできるだけ臨床に即したテーマを据えたことで、誰もが参加し発言しやすい場になっていたと思います。またポスターセッションでも発表時間を伸ばしたことにより、密度の濃い討論が行われていたと感じました。今後も総演題の約2/3を占めるポスターセッションを盛り上げていく工夫が必要であると思います。

一方地方小都市での開催であり、皆様に会場間シャトルバス等様々なご不便をおかけしましたことを深くお詫びいたします。しかし総会は学術討論の場であると同時に会員の社交の場であり、その土地の文化に触れる場でもあります。スローにゆったり過ごすのもまた良いものだと私は思います。今回の懇親会アトラクションのヤマタノオロチは、海外講師を含め多くの先生が感嘆の声を上げていましたが、私自身そのliveの迫力に圧倒されました。単に利便性や効率化/迅速化のみ追い求めるのではなく、その土地に未知の文化に触れることのできる地方での総会開催を今後もこの学会は是非継続して行ってほしいと願っています。

最後に企画段階より力強く支えていただいた、学術集会企画委員、プログラム委員会のメンバー達、雑多な要件を快く引き受けて下さったJTBCの方々、不在がちな病棟を守ってくれた病棟スタッフたちに心よりお礼を申し上げます。そして参加いただき学会を盛り上げて下さった全ての移植関係の方々に深謝いたします。

次回総会は2018年2月1日より3日札幌で豊嶋会長のもと開催されます。さあ、どんな「未来の造血細胞移植」が待っているのでしょうか。それでは来年雪の札幌でまたお会いしましょう。

“Keep your passion for HSCT alive !”

平成29学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第39回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員集会で報告されました事項をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

平成28学会年度事業報告並びに会計決算案、平成29学会年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：平成28学会年度決算案、平成29学会年度予算案

特別会計：平成28学会年度決算案、平成29学会年度予算案

- ・造血幹細胞（骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁）移植症例一元登録・フォローアップ事業
- ・造血幹細胞ドナー（血縁・非血縁の骨髄、末梢血）採取事例フォローアップ事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第38回日本造血細胞移植学会総会（平成28学会年度決算案）
- ・第40回日本造血細胞移植学会総会（平成30学会年度予算案）

II. 定款施行細則の改定について

定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました（別頁並びに学会ホームページ参照）。

III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

平成29学会年度からの新評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました（以下、全て敬称略、順不同）。

1. 新評議員（33名）：

（医 師）櫻井政寿、関口康宣、柳田正光、西川拓朗、山崎理絵、直川匡晴、横田貴史、池田和彦、前田哲生、井山 諭、崔 日承、坂口大俊、吉原 哲、玉置広哉、大杉夕子、加藤智則、山本久史、仲里朝周、河野徳明、高木伸介、加藤せい子、末延聡一、横山洋紀、井上靖之、名島悠峰、松岡 広、片山雄太、平山雅浩
（コメディカル）大塚敦子、酒井紫緒、新井誉子、福地朋子、池本純子

2. 次々期総会会長（平成32年度・第42回学会総会）：

谷口修一（国家公務員共済組合連合会虎の門病院 血液内科）

3. 新名誉会員：小島勢二、藺田精昭、原 雅道

4. 新功労会員：小池健一、武元 良、谷脇雅史、内藤和行、森下剛久、山内博正

5. 各種委員会 新委員長・新委員：

1) 編集委員会：藤盛好啓

2) 理事・評議員選任委員会：吾郷浩厚（新委員長・役職委員）

豊嶋崇徳（新副委員長・役職委員）、大西 康、土井久容

3) 在り方委員会：井上雅美（役職委員）

4) 倫理審査委員会：藤澤めぐみ

5) 看護部会：櫻庭美鈴、山田千津子

6) 学術集会企画委員会：森 毅彦（新委員長）、山崎宏人（新副委員長）、諫田淳也、

塚越真由美、福地朋子、稲本賢弘、加藤光次

7) 財務委員会：井上雅美(役職委員)

8) 年次集会プログラム委員会：豊嶋崇徳(新委員長)、橋本大吾、諫田淳也、杉田純一、
白鳥聡一、塚越真由美、福地朋子、山田千津子、稲本賢弘、
小野澤真弘、加藤光次、後藤秀樹

6. 認定HCTC(平成28年10月19日認定および平成29年3月15日認定)：

長沼めぐみ、飯島 恵、横田宜子、小橋 翼、清水和子、福山美智子、山下麻衣、清水雅代、
西谷美佐、大岩真希、立花美智子、櫻井麻子、神澤雅美、高橋郁名代、岡 恵、加藤裕子、
鈴木麻衣子、平野弘美、今岡久美、竹之内直子、田中初代、水島由美子

なお、次期総会会長(平成31年度・第41回学術集会)：井上雅美(大阪府立母子保健総合医療センター血液・腫瘍科)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページをご参照ください(4月下旬頃更新予定)。

IV. 表彰等について

第39回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(3月3日)会場におきまして、以下の表彰式が行われました。賞名称、受賞者の方は以下の通りです。

<第38回日本造血細胞移植学会総会奨励賞 受賞者(敬称略、順不同)>

稲本賢弘、材木義隆、石原優子、川島直実、浅野悠佳

<JSHCT Working Group Research Award(敬称略、順不同)>

加藤元博、諫田淳也、仲宗根秀樹

《平成30学会年度・第40回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：豊嶋崇徳(北海道大学大学院医学研究科 血液内科)

会 期：平成30年(2018年)2月1日(木)～2月3日(土)

会 場：ロイトン札幌・ホテルさっぽろ芸文館・札幌市教育文化会館

平成28年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医

Board Certified Member of the Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

平成28年度新規認定医に申請され書類審査と口頭試験に合格し認定された50名です。

認定・専門医制度委員会

2017年4月1日付

青木 一成	青木 剛	青木 智広	青木 由貴	青山 泰之	五十嵐敬太
池川俊太郎	石原 優子	上田 智朗	鶴飼 知嵩	岡塚貴世志	小野祐一郎
数馬 安浩	勝岡 優奈	亀岡 吉弘	菊地 美里	岸本 健治	木村 俊介
工藤 大輔	栗山 幸大	小池 隆志	康 史朗	河野健太郎	小西 義延
小山 大輔	酒井 俊郎	佐藤 亜紀	澤山 靖	篠原 明仁	柴崎 康彦
清水 亮	志村 勇司	鈴木 孝二	遠宮 靖雄	遠矢 嵩	徳永 雅仁
中尾 隆文	長畑 洋佑	西川 彰則	野波 篤	細井 裕樹	前田 智也
松本 憲二	満生 紀子	三橋健次郎	宮崎 拓也	本橋 賢治	山本 暢之
頼 晋也	渡邊健太郎				

(敬称略、五十音順)

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

ワーキンググループ(WG) 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新規メンバーを募集いたします。奮ってご参加ください。
ただし、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。
また、会員歴が不足する若手研究者の2020年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。
現在参加中のワーキンググループを異動したい場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

【WG 新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

- 申込期限 2017年5月31日(水)締切

【WG 異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

- 申込期限 2017年5月31日(水)締切
- E mail 送信先 jdchct-dc@jdchct.or.jp

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

二次調査実施のお知らせとご協力をお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2017年度実施：2研究)

WG14 多発性骨髄腫

『ALアミロイドーシスに対する造血幹細胞移植の後方視的検討』

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター 血液内科
池亀 和博

WG20 GVHD以外の移植関連合併症

『移植登録一元管理プログラム TRUMP2を用いた、固形臓器移植後造血幹細胞移植患者の全国調査』

東京女子医科大学病院 血液内科 篠原 明仁

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニュースレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会長、次期総会長、次々期総会長及び次々次期総会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会長、次期総会長、次々期総会長、次々次期総会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会長、次期総会長、次々期総会長及び次々次期総会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第27条 (委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

第Ⅵ章 会員集会上および学術集会上**第28条 (会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第29条 (学術集会上)

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長と年次集会上プログラム委員会と学術集会上企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

第Ⅶ章 基金**第30条 (基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第31条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第32条 (基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会計**第33条 (事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第34条 (年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第35条 (剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第36条 (会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第Ⅸ章 解散**第37条 (解散)**

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第38条 (残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第Ⅹ章 補則**第39条 (最初の事業年度)**

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第40条 (最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所

氏名 小 寺 良 尚

住所

氏名 加 藤 俊 一

住所

氏名 河 敬 世

住所

氏名 谷 本 光 音

住所

氏名 坂 卷 壽

住所

氏名 岡 村 純

住所

氏名 金 丸 昭 久

第41条 (最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所

氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所

氏名 加 藤 俊 一

理事

住所

氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所

氏名 池 田 康 夫

理事

住所

氏名 今 村 雅 寛
 理事 住所
 氏名 岡 本 真一郎
 理事 住所
 氏名 尾 上 裕 子
 理事 住所
 氏名 岡 村 純
 理事 住所
 氏名 加 藤 剛 二
 理事 住所
 氏名 河 敬 世
 理事 住所
 氏名 小 島 勢 二
 理事 住所
 氏名 塩 原 信太郎
 理事 住所
 氏名 澄 川 美 智
 理事 住所
 氏名 谷 本 光 音
 理事 住所
 氏名 土 田 昌 宏
 理事 住所
 氏名 中 畑 龍 俊
 理事 住所
 氏名 原 田 実 根
 理事 住所
 氏名 森 下 剛 久
 理事 住所
 氏名 森 島 泰 雄
 会長 住所
 氏名 坂 卷 壽
 監事 住所
 氏名 金 丸 昭 久
 監事 住所
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚
 社員 加 藤 俊 一
 社員 河 敬 世
 社員 谷 本 光 音
 社員 坂 卷 壽
 社員 岡 村 純
 社員 金 丸 昭 久

付則

平成18年3月9日設立

平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)

平成21年2月4日改定

平成22年2月18日改定

平成23年3月8日改定

平成25年3月9日改定

平成26年3月9日改定

平成27年3月7日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第Ⅰ章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第Ⅱ章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 500,000円以上

第Ⅲ章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は5名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、領域別に、内科系3名、小児科系1名、基礎系1名、看護師1名、及び特別枠4名を別に定める選出規程に基づき当選者とし、得票数が同数の場合には、地域性・分野・一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数・年齢などを考慮して委員会で当選者を決定する。原則として同一施設から複数の理事が選出されることは避ける。
9. 特別枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。選出方法の詳細は、領域別・特別枠含め、理事会が選出規程に定め、公開する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。ただし、1期目を終了する年の4月1日時点の年齢が64歳以上となる理事については1期2年間で終了することとし、このことに伴い、当該年の理事の選出数が理事定員の半数を超えるまたは半数に満たなくなる場合は、これを許容する。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第Ⅳ章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 監事の選任にあたっては評議員を被選挙人として理事選挙とは独立して選挙を行う。3. 立候補は自薦とするが自薦による立候補者がいない場合は理事評議員選任委員会が推薦する。
4. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
5. 監事の任期は4年とする。
6. 第3項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
7. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、第4項、及び第6項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第Ⅴ章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第Ⅵ章 学会会長の選任

第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第Ⅶ章 学術総会会長の選任

第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

第Ⅷ章 評議員の選任

第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第Ⅸ章 委員会

第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 理事評議員選任委員会
 - 2) 倫理審査委員会
 - 3) 社保委員会
 - 4) ガイドライン委員会
 - 5) 臨床研究委員会
 - 6) 看護部会
 - 7) 編集委員会
 - 8) 広報委員会
 - 9) 在り方委員会
 - 10) ドナー委員会
 - 11) 認定・専門医制度委員会
 - 12) 国際委員会
 - 13) 造血細胞移植コーディネーター委員会
 - 14) 放射線事故対策委員会
 - 15) 年次集会プログラム委員会
 - 16) 学術集会企画委員会
 - 17) 財務委員会
 - 18) 造血細胞移植登録一元管理委員会
 - 19) 移植施設認定委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第Ⅹ章 改正

第14条 (改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。
14. 本施行細則は平成28年3月5日に改定された。
15. 本施行細則は平成29年3月4日に改定された。

第39回日本造血細胞移植学会総会 HCTCブラッシュアップ研修会報告

HCTC委員会委員長 一戸 辰夫
(広島大学病院 血液内科)

HCTC委員会広報小委員長 青木 紀子
(広島赤十字・原爆病院 輸血部)

第39回日本造血細胞移植学会総会においてHCTCブラッシュアップ研修会を実施しました。第36回の沖縄での学会総会からHCTCブラッシュアップの枠を設けて頂き今回で4回目の開催となりました。ブラッシュアップの内容は第38回の学会総会からグループミーティングを取り入れており、本年も同様に行いました。64名の参加があり、「HCTC導入」「患者支援」「ドナー支援」「小児コーディネート」のテーマに分かれ、1グループ5～7名の計9グループで1時間のグループミーティングを実施しました。各グループにはHCTC委員会のHCTCと経験豊富な認定HCTCがファシリテーターとして、進行とサポートを行いました。参加テーマは事前登録とともに希望テーマ、相談事項(参加希望テーマに関する得たい情報や困りごと)を募りましたが、「HCTC導入」を希望される方が多く、4グループの編成となりました。また、事前登録は受付開始早々に定員に達し、多くの移植施設においてHCTCの育成に対する関心が高まっている状況を推測させるものでした。

最も希望の多かった「HCTC導入」では、病院管理者や上司の理解を得ることの難しさがテーマに挙げられ、経験のある参加者やファシリテーターから計画書の作成や働き掛けの方法などのアドバイスがされていました。その他のテーマにおいても“導入方法”“システムの構築”といった内容の相談が挙げられており、HCTC導入は多くの施設や、経験年数の少ないHCTCにとって関心の高い内容だということが伺えます。「患者支援」では意思決定支援や移植後の患者との関わり方などの具体的な内容が話し合われました。また、「ドナー支援」では、他の業務との兼任者として働くHCTCにとって、ドナーとのタイムリーな関わりや一連の流れに沿ったコーディネートが困難な状況も多いことから、各施設の様々な工夫についての意見交換が行われました。そして「小児コーディネート」では、「きょうだい」ドナーへの関わり、妊孕性温存の関わりなどがディスカッションされました。

研修後のアンケートでは、「意見交換によって悩みが共有でき、安心や励みになった。」「解決策を考えることができ参考になった。」という感想が多く聞かれました。各施設1名～数名体制のHCTCにとって、他施設のHCTCとの意見交換は大変有意義なもので、1時間では足りず、終了後もロビーで沢山の参加者が交流を深めていました。

ファシリテーターへの認定制度、認定申請に関する質問も多く、今後のHCTC委員会の広報活動の検討課題と考えています。



看護部会企画 第39回日本造血細胞移植学会総会 報告(看護部会)

看護部会副委員長 森 文子
(国立がん研究センター中央病院)

看護部会は、移植看護の質の向上のための情報共有や学習、意見交換の機会を提供できるよう活動しています。学会総会での看護分野のシンポジウムや教育講演、グループミーティング、一般演題等の企画運営は重要な活動のひとつです。今回も主幹施設スタッフも交えた看護部会委員でプログラム準備を進めました。看護師向けプログラムが開催された2日間は天候にも恵まれ、会場移動のストレスも少なく、移植看護に携わる多くの看護師の皆さんにご参加いただきました。

看護シンポジウムでは「移植患者のセルフケア支援」をテーマに、移植前・中・後、長期フォローアップにおける重要な支援について考える機会となりました。それぞれの時期・状況に応じて移植患者さん自身のもつ力を信じ、引き出すためにも、移植経過に応じた病態・合併症等の理解とアセスメント、症状マネジメントは看護師がセルフケア支援を行う上で非常に重要であることを確認することができました。

教育講演では「小児がんの長期フォローアップ現状と今後の課題」について、愛媛県立中央病院の石田也寸志先生よりご講演いただきました。文献や研究成果を大変わかりやすく解説していただき、小児患者さんの成長・発達を踏まえて支援を継続すること、患者さんの人生を見守る存在が大切であることを考えさせられました。本学会作成の移植後長期フォローアップのガイドラインについてもご紹介いただき、その有効活用が大いに期待されると感じました。

移植看護グループミーティングは12の関心グループでディスカッションを行いました。テーマは①感染、②急性GVHD、③慢性GVHD、④オーラルケア、⑤妊孕性、⑥晩期合併症、⑦小児晩期合併症、⑧就学支援、⑨就労支援、⑩看護管理、⑪看護師教育、⑫LTFU外来運営、でした。1日のみの開催でしたが、ほとんどのテーマグループが事前申込み開始から短期間で満席となり、開催当日には残席2席のみという状況でした。継続的に開催してきたことでグループミーティングを多くの方に知っていただき、参加の意義も感じていただいている成果と思います。今後はより多くの方にご参加いただけるよう、ファシリテーター・グループ数を増やすなどして機会を提供できるようにしたいと思います。

一般口演や示説では、移植患者さんの看護の質の向上やQOLの改善のためのたくさんの研究発表が行われ、活発に意見交換されました。日々の実践から生じる疑問や問題意識を研究課題として取り上げ、エビデンスを構築し、実践場面での成果の活用と評価が繰り返されることは、今後の移植看護を担う若手看護師の育成にもつながると思いました。

学会総会の際は全国の移植施設の看護師同志が意見交換し、切磋琢磨し、励ましあう貴重な機会になっていることを改めて実感しました。今後も多くの看護師の皆様と交流できる機会が作れるよう、看護部会委員一同、努力いたします。

私の選んだ重要論文

同種造血幹細胞移植直後のサイトメガロウイルスの再活性化が及ぼす影響

Roy F. Chemaly, et al,

“Letermovir for Cytomegalovirus Prophylaxis in Hematopoietic-Cell Transplantation”

N Engl J Med 2014; Vol. 370: pp1781-1789

サイトメガロウイルス (Cytomegalovirus: CMV) 感染症で初めて患者さんを亡くしたのは、研修医が終わり、広島赤十字・原爆病院 第4内科(現 血液内科部)にレジデントで着任した医師3年目、血液内科1年目の秋でした。MDS/AMLの患者さんで、強化療法後に血球が回復せず感染症治療に難渋しているところでのCMV感染症の発症でした。Ganciclovir及びグロブリン製剤の投与を行ったのですが、血球減少の遷延、肺出血、消化管出血によって亡くなってしまいました。この時に、血球減少を伴わないCMVに対する薬が出来ればなと思いました。

それから5年後、造血幹細胞移植を勉強させてもらいに行った病院の当時の上司より「臍帯血移植直後のCMVのウイルス定量をしてみる」という課題を頂きました。残念なことに、この時のDataは論文化することが出来ていません。Day 0からの検体を外注に出したのですが、血球回復期までの検体の殆どが「測定感度以下」の結果で返ってきました。いくつかの症例で血球回復と同時にいきなりウイルス量が高値となってしまうという結果も出ていました。この時に、もっと高感度でCMVウイルス量が定量出来ればなと思いました。おそらく、血球が回復する前からじわじわとCMVウイルス量は増加してきており、それが生着やGvHDとなんらかの因果関係をもっているに間違いのないと思っていました。

それから更に10年後になって、Letermovirのphase 2試験の結果がNEJMに掲載されました。15年も経てば「あったらいいなこんな薬」が出てくるものです。

本論文は、HLA適合の血縁及び非血縁者間同種造血幹細胞移植を受けたCMV血清反応陽性患者を対象とした二重盲検デザインの実験です。131症例を3:1で実薬群とプラセボ群に分けて、3用量で無作為割り付けを行っています。主要評価項目はCMV抗原陽性またはCMV DNAの検出、CMV感染症といった予防の失敗、及びその他の理由による試験薬の中止と定義されました。結果は用量依存的に予防の失敗率は低下し、最大用量である240mg/day群で失敗率が29%であるのに対して、プラセボ群で64% (p=0.007) でした。安全性評価に関しては、実薬群とプラセボ群で差はなく、血液毒性及び腎毒性でも差を認めませんでした。結果として、Letermovir 240mg/dayを投与量とし、安全性評価に問題はなかったとのことでした。

この薬の使用によって、本当の「同種造血幹細胞移植直後のサイトメガロウイルスの再活性化が及ぼす影響」というものがはっきりしてくるものと期待していますし、CMVの再活性化に左右されない状況での移植の実際もはっきりしてくるものと期待しています。

2017 BMT Tandem Meetings 及び EBMT 2017で、用量 240mg/dayでのLetermovirのphase 3試験の結果が発表されました。CMVに対する薬については、Letermovirの他に、MaribavirやBrincidofovirなどの薬も出てきています。Letermovirは、まだ、患者さんにとって本当に有益な薬なのかどうかははっきりしません。EBMT 2017でも、「この薬の使用により原疾患の再発は増えないのか」との質問もありました。

「十年一昔」とはよく言ったものです。これが、「五年一昔」、「二年一昔」になっていくのがこれからの医療だと思います。もっともっとその革新を経験し、その本質を考察したいと思ってしまうことが、僕がなかなか臨床の現場から離れることが出来ない一番の理由なのかもしれません。患者さんを治したいのはもちろんのことです。

広島赤十字・原爆病院 血液内科部 片山 雄太

施設紹介

神戸市立医療センター中央市民病院 血液内科

米谷 昇

当院は、開港150年を迎えた神戸港、ポートアイランドに位置する病床数、約700床の高度急性期病院です。「神戸医療産業都市構想」の中核病院として、神戸市域の、救急医療・高度医療・急性期医療を担っています。

血液内科は、先端医療センター病院とこれまで診療、病床利用について一体運用してきましたが、2017年11月に統合することとなり、より安定した診療体制を構築できることになりました。

同種移植は1986年から開始し、今年中に総計600件の移植(自家除く)に到達見込みです。病棟は、無菌室12室、準無菌室24室および一般病棟で構成されます。移植認定医6名を含むスタッフ医師8名、専攻医7名が3つのチームを構成し、診療にあたります。

2016年は、臍帯血25件、非血縁10件、血縁(postCy 3件を含む)8件で計43件の移植を行いました。多様化する移植医療のドナー・患者のニーズに応えるべく、認定HCTC、LTFUが対応します。造血細胞保存やテムセルなどの細胞治療製剤調製は薬剤師、検査技師らの細胞治療認定管理師が担当します。

検査部は、フローサイトメトリーの他、キメリズム解析、網羅的ウイルス検査、白血病スクリーニング遺伝子検査などで移植医療を支えていただいております。

当院では、患者さんや家族の方々に、笑顔や満足を届けるため、各医療スタッフと連携、工夫して、ドナーや患者さんにとって、理解しやすく、納得のいく移植医療を目指しています。



Burn-out

東海大学医学部 内科学系 血液腫瘍内科 鬼塚 真仁

一発逆転で、とても治らないだろうと思っていた患者さんが健康を取り戻す、本人だけでなく家族や、他科の先生方からも賞賛される。一度でもそんな移植症例を経験してしまうと同種造血幹細胞移植医療にはまってしまいます。本学会の諸先生方でも同じようなご経験からこの道に入られた方は多いのではないのでしょうか。

研修医2年目の秋に、外科に行くべきか血液内科に進むべきかだいぶ悩んだことを覚えています。当時の外科ではメスで治せない症例は死を待つばかりであり、化学療法でがんを治す、血液内科に興味を持ちましたし、さらには、一発逆転がある造血幹細胞移植は胸ときめく治療とうつりました。その後いろいろな症例を経験いたしました。そこから体得したのは、一発逆転症例より、確実に治して、社会復帰させなくてはならない低リスクの患者さんに完璧な移植をする事ではと思うようになるに至りました。うまくいくはずの症例を移植後合併症で落とすのは大変酷なことです。

そのような症例が続き、移植医療に疑問を感じる時期が続きました。今思えば「Burn-out」の寸前だったのでしょうか。ちょうどスランプの時期にMD アンダーソンの上野先生のセミナーに参加しました。がんプロフェッショナル養成講座の企画だったと思います。セミナーの目的は「がん治療におけるリーダーを育てる」で、2日間に及ぶ研修でした。米国でも医師のBurn-outは問題で、特にOncologistの離職率は極めて高いとおっしゃっていました。なぜか？医師が「がん患者を治す！」という断固たる目的にこだわり、目的が達成できないことが「失敗」と位置づけられ、失敗が続くと辞めていくという説明でした。なるほど、自分も「移植で治す」にこだわり「治せない」からやりがいを感じていない事に気がつきました。

さらに目から鱗だったのが、重要なのは目的よりも、その先のvisionであり、visionを実現するためのmissionをはっきりさせることであると指摘された点です。そこで、私のvisionですが、「血液疾患を治癒に導く最善の治療法を開発する」としました。このvisionを実現するためのmissionとして①臨床研究を行う、②移植後合併症を解明するための研究を行う、という項目を立てました。目の前の患者さんを治癒に導くのに全力を尽くすのは当然ですが、不可能だったときが失敗ではなく、なぜうまくいかなかったのか、次の同じような症例に何をすべきか考案することが自分のvisionであると考えられるようになり、Burn-outの危機を回避したように思っています。VisionとMission、最近はやりのようですが、ご自身のVisionとMissionを一度考えていただくのも良いかも知れません。特に、燃え尽きそうな若手の先生方にはおすすめいたします。

細胞治療認定管理師 2017年度第1回試験について

日本輸血・細胞治療学会と本学会が設けた「細胞治療認定管理師制度」について、2017年度第1回細胞治療認定管理師試験要項等が日本輸血・細胞治療学会のホームページにて公開されましたのでお知らせいたします。詳細は下記よりご確認ください。

細胞治療認定管理師について 【日本輸血・細胞治療学会 HP】

http://yuketsu.jstmct.or.jp/authorization/cell_therapy_certification/

※上記ページ内「2017年度第1回試験について」をご参照ください。

各種委員会からのお知らせ

【国際委員会】

本年から韓国造血細胞移植学会の年次集会在夏季1回になり、英語セッションの充実が図られています。8月24～26日にソウルでの開催となり、演題切は5月31日となっています。詳しくはHP (<http://www.bmt2017.org/>) をご覧ください。

委員長 高橋 聡

【移植施設認定医委員会】

<移植施設認定の今後のスケジュールについて>

今年度は4月末までの申請を第3期(7月末頃の結果通知)、8月末までの申請を第4期(11月末頃の結果通知)、12月末までの申請を第5期(2018年3月末頃の結果通知)として、随時、審査を進めていく予定です。新基準へ完全移行する2018年4月までに認定を取得するためには、本年12月末までの申請が必要となりますのでご注意ください。

また現状、認定医、看護師、HCTCの基準を認定に必須としておりませんが、委員会では、この要件緩和の期間を2023年3月31日(新基準完全移行から5年後)までとする方向で検討、調整しております。これは今後の年次調査(1年毎に認定診療科の移植件数と診療体制を確認する更新手続き)により実態を把握しながら判断していくこととなりますが、現時点での想定としてご留意いただけますようお願い申し上げます。

<医師評議員の皆様へ - 審査へのご参画のお願い>

以前、本レターでお知らせした通り、今後、移植施設認定の審査担当者を委員以外の医師評議員からも選任させていただく予定であります。詳細につきましては、改めて評議員MLにてご案内させていただきますが、適正な審査手続きを円滑に進めるため、先生方のお力添えを何卒よろしくお願い申し上げます。

委員長 岡本 真一郎



第40回記念大会
シスメックス学術セミナー

血液疾患診療のさらなる飛躍

～その最前線と未来への展望～

SEMINAR 10:00～17:05 ●各講演の質疑応答(15分)

発作性夜間ヘモグロビン尿症(PNH)診療の最前線

金倉 謙 先生 (大阪大学大学院 医学系研究科 血液・腫瘍内科学 教授)

遺伝子変異からみた骨髄増殖性腫瘍

小松 則夫 先生 (順天堂大学大学院 医学研究科 血液内科学 主任教授)

骨髄異形成症候群の遺伝学的基盤について

小川 誠司 先生 (京都大学 大学院医学研究科 腫瘍生物学 教授)

アンチトロンビンレジスタンス:新しい遺伝性血栓性素因

小嶋 哲人 先生 (名古屋大学大学院 医学系研究科 医療技術学専攻 病態解析学講座 教授)

血友病治療の進歩と展望

嶋 緑倫 先生 (奈良県立医科大学 小児科学教室 教授)

2017 **6.3** (SAT)
10:00～17:05

▼ 詳細はこちら

<http://scientific-seminar.sysmex.co.jp>



JSHCT事務局より

● 平成29学会度年会費について

近日中に平成29学会年度年会費請求書を郵送させていただきますので、お受け取りになりましたら、お早目にご納入いただきますようお願い致します。

● 本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

一般社団法人日本造血細胞移植学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内 (〒461-0047)

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: jshct_office@jshct.com <http://www.jshct.com>